

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(4)に定める「産業ごとの管理職に占める女性労働者の割合の平均値」

\*適用期間：令和2年6月1日～令和3年6月30日

(別表4)

産業分類	産業平均値
産業計	9.9%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1.5%
建設業	2.9%
製造業	別紙2による
電気・ガス・熱供給・水道業	3.2%
情報通信業	8.0%
運輸業, 郵便業	4.8%
卸売業, 小売業	7.1%
金融業, 保険業	13.1%
不動産業, 物品賃貸業	7.8%
学術研究, 専門・技術サービス業	7.2%
宿泊業, 飲食サービス業	9.7%
生活関連サービス業, 娯楽業	12.2%
教育, 学習支援業	19.4%
医療, 福祉	42.2%
複合サービス事業	7.0%
サービス業 (他に分類されないもの)	10.1%

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。